事　務　連　絡
令和５年１２月１１日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

内閣府政策統括官（重要土地担当）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関する周知について（依頼）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号。以下「法」という。）第５条及び第 12 条に基づく注視区域及び特別注視区域について、本日、告示（内閣府告示第 126 号（令和５年 12 月 11 日））し、官報において公示しました（別添１）。

本告示は、令和６年１月 15 日をもって施行することとしており、同日以降、内閣府において注視区域及び特別注視区域における土地及び建物（以下「土地等」という。）について、法第６条に基づく利用状況の調査を行うこととなります。また、特別注視区域における土地等について、法第 13 条に基づく届出義務が生じることとなるなど、法の着実な執行を図っていく必要があります。

つきましては、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である土地家屋調査士の皆さまに、法制度等についてご承知おきいただきたく、法制度に関するリーフレット（別添２）を送付しますので、貴会におかれては、各土地家屋調査士会及び会員への周知について、御配慮いただくようお願いします。

なお、上記資料のほか、注視区域及び特別注視区域に係る図面（区域図）及び届出制度等について、内閣府ホームページ（別添３）に詳細な情報を掲載していますので、申し添えます。

（別添１）

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
北海道札幌市	丘珠駐屯地	札幌法務局北出張所
	苗穂支処	札幌法務局本局、札幌法務局北出張所、札幌法務局白石出張所
	札幌駐屯地、藻岩山無人中継所、真駒内駐屯地	札幌法務局本局、札幌法務局南出張所
	真駒内弾薬庫	札幌法務局南出張所
北海道函館市、 北海道亀田郡七飯町、 北海道茅部郡鹿部町	横津岳無線中継所	函館地方法務局本局
北海道函館市	函館駐屯地	
	汐首無人中継所	
	函館基地隊本部	
北海道旭川市、 北海道上川郡鷹栖町	旭川駐屯地、近文台燃料支処、近文台弾薬支処	旭川地方法務局本局
北海道旭川市	神居山無線中継所	
北海道帯広市、 北海道河西郡芽室町	帯広駐屯地	釧路地方法務局帯広支局
北海道岩見沢市	岩見沢駐屯地	札幌法務局岩見沢支局
北海道網走市	網走分屯基地	釧路地方法務局北見支局
北海道留萌市	留萌駐屯地	旭川地方法務局留萌支局
北海道苫小牧市、 北海道千歳市	東千歳通信所、東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、千歳基地、千歳試験場、新千歳空港	札幌法務局苫小牧支局 札幌法務局恵庭出張所
北海道千歳市	北千歳駐屯地	札幌法務局恵庭出張所
	千歳試験場	
北海道苫小牧市、 北海道千歳市	新千歳空港	札幌法務局苫小牧支局 札幌法務局恵庭出張所
北海道苫小牧市	樽前無人中継所	札幌法務局苫小牧支局
北海道稚内市	宗谷通信所	旭川地方法務局稚内支局
	稚内分屯基地	
北海道美唄市	美唄駐屯地	札幌法務局岩見沢支局
北海道名寄市	名寄駐屯地	旭川地方法務局名寄支局
北海道千歳市、 北海道恵庭市	南恵庭駐屯地	札幌法務局恵庭出張所
北海道滝川市、 北海道樺戸郡新十津川町	滝川駐屯地	札幌法務局滝川支局
北海道登別市	幌別駐屯地	札幌法務局室蘭支局
北海道恵庭市	北海道補給処、北恵庭駐屯地	札幌法務局恵庭出張所
北海道石狩市、 北海道石狩郡当別町	当別分屯基地	札幌法務局北出張所 札幌法務局江別出張所
北海道二海郡八雲町	八雲高射教育訓練場	函館地方法務局八雲支局

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
北海道奥尻郡奥尻町	奥尻島分屯基地	函館地方法務局江差支局
北海道虻田郡倶知安町	倶知安駐屯地	札幌法務局倶知安支局
北海道積丹郡積丹町	積丹中継所	札幌法務局小樽支局
北海道余市郡余市町	余市防備隊	
北海道夕張郡由仁町、 北海道夕張郡長沼町	長沼高射教育訓練場	札幌法務局岩見沢支局
北海道樺戸郡新十津川町	新十津川無線中継所	札幌法務局滝川支局
北海道雨竜郡沼田町	沼田弾薬支処	旭川地方法務局本局
北海道空知郡上富良野町	多田弾薬支処	
	上富良野駐屯地	
北海道空知郡南富良野町	落合岳無線中継所	
北海道勇払郡占冠村、 北海道沙流郡日高町	日高弾薬支処	旭川地方法務局本局 札幌法務局日高支局
北海道礼文郡礼文町	礼文分屯地	旭川地方法務局稚内支局
北海道網走郡美幌町	美幌駐屯地	釧路地方法務局北見支局
北海道紋別郡遠軽町	遠軽駐屯地	
北海道白老郡白老町	白老弾薬支処	札幌法務局苫小牧支局
	ポロト無線中継所	
	虎杖浜無人中継所	
北海道勇払郡安平町	安平弾薬支処、熊の頭無線中継所、早来燃料支処	
北海道幌泉郡えりも町	襟裳分屯基地	札幌法務局日高支局
北海道日高郡新ひだか町	静内駐屯地	
北海道河東郡鹿追町	鹿追駐屯地	釧路地方法務局帯広支局
北海道中川郡本別町、 北海道足寄郡足寄町	足寄弾薬支処	
北海道釧路郡釧路町	釧路駐屯地	釧路地方法務局本局
北海道野付郡別海町	別海駐屯地	釧路地方法務局中標津出張所
北海道標津郡標津町	川北通信所	
	標津分屯地	
北海道目梨郡羅臼町	羅臼分室	
宮城県仙台市、 宮城県塩竈市、 宮城県多賀城市、 宮城県宮城郡七ヶ浜町	多賀城駐屯地	仙台法務局本局 仙台法務局塩竈支局
宮城県仙台市	仙台駐屯地	仙台法務局本局
	霞目駐屯地	

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
山形県天童市、 山形県東根市	神町駐屯地、神町飛行場、山形空港	山形地方法務局本局 山形地方法務局村山出張所
	神町飛行場、山形空港	
茨城県土浦市、 茨城県稲敷郡阿見町	武器学校、霞ヶ浦駐屯地、朝日燃料支処、霞ヶ浦高射教育訓練場	水戸地方法務局土浦支局
	武器学校、航空装備研究所土浦支所	
	朝日燃料支処	
茨城県小美玉市	百里基地	
群馬県前橋市	赤城山無人中継所	前橋地方法務局本局
群馬県高崎市、 群馬県渋川市、 群馬県北群馬郡榛東村、 群馬県北群馬郡吉岡町	相馬原駐屯地	前橋地方法務局高崎支局 前橋地方法務局渋川出張所
群馬県高崎市、 群馬県藤岡市、 群馬県佐波郡玉村町、 埼玉県児玉郡上里町	新町駐屯地	前橋地方法務局高崎支局 前橋地方法務局伊勢崎支局 さいたま地方法務局本庄出張所
群馬県高崎市、 群馬県藤岡市	吉井弾薬支処	前橋地方法務局高崎支局
埼玉県川越市、 埼玉県ふじみ野市、 埼玉県入間郡三芳町	大井通信所	さいたま地方法務局川越支局
埼玉県狭山市、 埼玉県入間市	入間基地	さいたま地方法務局所沢支局
千葉県千葉市、 千葉県四街道市	高射学校	千葉地方法務局本局 千葉地方法務局佐倉支局
千葉県銚子市、 千葉県旭市	次世代装備研究所飯岡支所	千葉地方法務局匝瑳支局
千葉県市川市、 千葉県松戸市、 千葉県鎌ケ谷市	松戸支処	千葉地方法務局市川支局 千葉地方法務局松戸支局
千葉県船橋市、 千葉県習志野市、 千葉県八千代市	習志野駐屯地、習志野高射教育訓練場	千葉地方法務局船橋支局 千葉地方法務局本局
千葉県館山市	館山航空基地、タカン局	千葉地方法務局館山支局
	タカン局	
千葉県木更津市	木更津飛行場、木更津航空補給処、木更津分屯基地	千葉地方法務局木更津支局
千葉県松戸市、 千葉県柏市、 千葉県鎌ケ谷市、 千葉県白井市	下総航空基地	千葉地方法務局松戸支局 千葉地方法務局柏支局 千葉地方法務局市川支局 千葉地方法務局成田出張所
千葉県旭市	飯岡受信所	千葉地方法務局匝瑳支局
千葉県柏市	柏高射教育訓練場	千葉地方法務局柏支局
千葉県柏市、 千葉県流山市	柏送信所	千葉地方法務局柏支局 千葉地方法務局松戸支局
千葉県市原市、 千葉県長生郡長柄町	市原送信所	千葉地方法務局市原出張所 千葉地方法務局茂原支局

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
千葉県鴨川市、 千葉県南房総市	峯岡山分屯基地	千葉地方法務局館山支局
千葉県君津市、 千葉県富津市	三舟山無人中継所	千葉地方法務局木更津支局
東京都千代田区、 東京都新宿区	防衛省市ヶ谷庁舎	東京法務局本局 東京法務局新宿出張所
東京都北区、 東京都板橋区	補給統制本部	東京法務局北出張所 東京法務局板橋出張所
東京都板橋区、 東京都練馬区	練馬駐屯地	東京法務局板橋出張所 東京法務局練馬出張所
東京都府中市、 東京都小金井市	府中基地	東京法務局府中支局
岐阜県土岐市、 愛知県瀬戸市、 愛知県豊田市	三国山無線中継所施設	岐阜地方法務局多治見支局 名古屋法務局春日井支局 名古屋法務局豊田支局
岐阜県各務原市	岐阜基地、岐阜高射教育訓練場	岐阜地方法務局本局
岐阜県海津市、 三重県桑名市	多度山無線中継所	岐阜地方法務局大垣支局 津地方法務局桑名支局
静岡県浜松市	浜松基地	静岡地方法務局浜松支局
愛知県名古屋市	守山駐屯地	名古屋法務局本局、名古屋法務局名東出張所
愛知県名古屋市、 愛知県春日井市、 愛知県小牧市、 愛知県西春日井郡豊山町	小牧基地、名古屋飛行場	名古屋法務局本局 名古屋法務局春日井支局
愛知県岡崎市、 愛知県豊川市、 愛知県新城市	本宮山無線中継所施設	名古屋法務局岡崎支局 名古屋法務局豊川出張所 名古屋法務局新城支局
愛知県瀬戸市、 愛知県春日井市	高蔵寺分屯基地、高座山無線中継所地区	名古屋法務局春日井支局
愛知県春日井市、 愛知県小牧市	春日井駐屯地	
愛知県豊川市	豊川駐屯地	名古屋法務局豊川出張所
愛知県豊川市、 愛知県蒲郡市	宮路山無線中継所	
三重県津市	久居駐屯地	津地方法務局本局
三重県津市、 三重県伊賀市	笠取山分屯基地	
	白山高射教育訓練場	津地方法務局伊賀支局
三重県伊勢市、 三重県多気郡明和町	明野駐屯地	津地方法務局伊勢支局 津地方法務局松阪支局
滋賀県大津市	大津駐屯地	大津地方法務局本局
滋賀県高島市	今津駐屯地	大津地方法務局高島出張所
	饗庭野高射教育訓練場	
大阪府大阪市、 大阪府八尾市、 大阪府松原市、 大阪府柏原市、 大阪府藤井寺市	八尾駐屯地、八尾空港	大阪法務局天王寺出張所 大阪法務局東大阪支局 大阪法務局堺支局 大阪法務局富田林支局

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
大阪府泉大津市、 大阪府和泉市	信太山駐屯地	大阪法務局岸和田支局
大阪府泉佐野市、 大阪府泉南郡熊取町	原子燃料工業株式会社　熊取事業所	
大阪府東大阪市、 奈良県生駒市	生駒無線中継所	大阪法務局東大阪支局 奈良地方法務局本局
兵庫県神戸市、 兵庫県西宮市、 兵庫県芦屋市	六甲無線中継所	神戸地方法務局本局、神戸地方法務局東神戸出張所、神戸地方法務局北出張所 神戸地方法務局西宮支局
兵庫県神戸市	阪神基地隊	神戸地方法務局東神戸出張所
兵庫県姫路市	広峰無線中継所、姫路駐屯地	神戸地方法務局姫路支局
兵庫県西宮市、 兵庫県宝塚市	船坂無線中継所	神戸地方法務局西宮支局 神戸地方法務局伊丹支局
兵庫県伊丹市、 兵庫県宝塚市、 兵庫県川西市	川西駐屯地、伊丹駐屯地、千僧駐屯地	神戸地方法務局伊丹支局
兵庫県相生市、 兵庫県たつの市	榊山無線中継所	神戸地方法務局龍野支局
兵庫県小野市、 兵庫県加西市、 兵庫県加東市	青野原高射教育訓練場	神戸地方法務局社支局
兵庫県丹波篠山市、 兵庫県川辺郡猪名川町	大野山無線中継所	神戸地方法務局柏原支局 神戸地方法務局伊丹支局
兵庫県淡路市	仮屋磁気測定所	神戸地方法務局洲本支局
広島県広島市、 広島県安芸郡海田町、 広島県安芸郡熊野町	天狗坊山無線中継所	広島法務局本局
広島県広島市、 広島県安芸郡海田町、 広島県安芸郡坂町	海田市駐屯地	
広島県呉市	膳棚山受信所	広島法務局呉支局
	灰ケ峰無線中継所、灰ケ峰通信施設	
	呉港務部第３区、呉警備隊、呉上陸所、呉地方総監部、係船堀地区、からす小島係留所、自衛隊呉病院、呉第六突堤	
	呉港務部第３区、呉警備隊、呉上陸所、からす小島係留所、自衛隊呉病院、呉第六突堤	
	吉浦燃料貯蔵所、大麗女弾火薬庫	
	広弾薬庫	
広島県三原市、 広島県尾道市、 広島県世羅郡世羅町	御調無線中継所	広島法務局尾道支局
広島県福山市	彦山無線中継所	広島法務局福山支局
広島県東広島市	川上弾薬庫	広島法務局東広島支局

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
広島県江田島市	切串弾薬庫	広島法務局呉支局
	秋月電纜倉庫、小用上陸所、第１術科学校、標的機整備隊、秋月弾薬庫	
	飛渡瀬燃料貯蔵所	
	野登呂山無線中継所	
徳島県徳島市、 徳島県鳴門市、 徳島県板野郡松茂町	徳島航空基地、徳島燃料貯蔵所	徳島地方法務局本局
徳島県小松島市	小松島航空基地	
徳島県小松島市、 徳島県阿南市	徳島駐屯地、那賀川送信所	徳島地方法務局本局 徳島地方法務局阿南支局
	徳島駐屯地	
徳島県美馬市、 徳島県三好市、 徳島県那賀郡那賀町	剣山無線中継所	徳島地方法務局美馬支局 徳島地方法務局阿南支局
香川県善通寺市、 香川県三豊市	善通寺駐屯地、大麻山弾薬庫	高松法務局丸亀支局 高松法務局観音寺支局
	大麻山弾薬庫、大麻山無線中継所	
愛媛県松山市、 愛媛県東温市	松山駐屯地	松山地方法務局砥部出張所
愛媛県西宇和郡伊方町	伊方発電所	松山地方法務局大洲支局
福岡県北九州市	富野弾薬支処	福岡法務局北九州支局
	小倉駐屯地	
福岡県福岡市、 福岡県春日市、 福岡県大野城市、 福岡県太宰府市	福岡駐屯地、自衛隊福岡病院、春日基地	福岡法務局本局 福岡法務局筑紫支局
福岡県福岡市、 福岡県大野城市、 福岡県糟屋郡志免町、 福岡県糟屋郡粕屋町	春日基地飛行場地区、板付飛行場、福岡空港	福岡法務局本局 福岡法務局筑紫支局 福岡法務局粕屋出張所
福岡県福岡市、 福岡県那珂川市、 佐賀県神埼市、 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	背振山分屯基地	福岡法務局西新出張所 福岡法務局本局 佐賀地方法務局本局 佐賀地方法務局鳥栖出張所
福岡県久留米市	久留米駐屯地	福岡法務局久留米支局
福岡県久留米市、 福岡県八女郡広川町	高良台高射教育訓練場	福岡法務局久留米支局 福岡法務局八女支局
福岡県飯塚市、 福岡県宮若市、 福岡県鞍手郡小竹町	飯塚駐屯地	福岡法務局飯塚支局 福岡法務局直方支局
福岡県行橋市、 福岡県京都郡みやこ町、 福岡県築上郡築上町	築城基地、築城高射教育訓練場、築城送信所	福岡法務局行橋支局
福岡県京都郡みやこ町、 福岡県築上郡築上町	築城送信所	

区　域	名　称 （赤字は特別注視区域）	管轄法務局等
福岡県小郡市、 佐賀県鳥栖市、 佐賀県三養基郡基山町	小郡駐屯地	福岡法務局久留米支局 佐賀地方法務局鳥栖出張所
福岡県遠賀郡芦屋町、 福岡県遠賀郡岡垣町、 福岡県遠賀郡遠賀町	芦屋基地、芦屋高射教育訓練場	福岡法務局八幡出張所
	芦屋基地	
福岡県朝倉郡筑前町	太刀洗通信所	福岡法務局朝倉支局
佐賀県唐津市、 佐賀県東松浦郡玄海町	玄海原子力発電所	佐賀地方法務局唐津支局
佐賀県鳥栖市	鳥栖燃料支処	佐賀地方法務局鳥栖出張所
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、 佐賀県三養基郡上峰町、 佐賀県三養基郡みやき町	目達原駐屯地	
長崎県大村市	竹松駐屯地、大村駐屯地、大村航空基地	長崎地方法務局諫早支局
	竹松駐屯地	
	大村駐屯地	
長崎県平戸市	白岳無線中継所	長崎地方法務局平戸支局
長崎県雲仙市	瑞穂無人中継所	長崎地方法務局諫早支局
熊本県熊本市、 熊本県菊池郡大津町、 熊本県菊池郡菊陽町、 熊本県阿蘇郡西原村、 熊本県上益城郡益城町	高遊原分屯地、熊本空港	熊本地方法務局本局 熊本地方法務局阿蘇大津支局
熊本県熊本市	健軍駐屯地、自衛隊熊本病院	熊本地方法務局本局
	自衛隊熊本病院	
熊本県熊本市、 熊本県合志市	北熊本駐屯地	熊本地方法務局本局 熊本地方法務局阿蘇大津支局
熊本県熊本市、 熊本県玉名市、 熊本県玉名郡玉東町	三の岳無線中継所	熊本地方法務局本局 熊本地方法務局玉名支局
熊本県人吉市、 宮崎県えびの市	えびの送信所	熊本地方法務局人吉支局 宮崎地方法務局小林出張所
熊本県水俣市、 熊本県葦北郡芦北町	大関山無線中継所	熊本地方法務局八代支局
熊本県山鹿市	西岳無人中継所	熊本地方法務局山鹿支局
熊本県宇城市	不知火無人中継所	熊本地方法務局宇土支局
宮崎県都城市	都城駐屯地	宮崎地方法務局都城支局
宮崎県小林市、 宮崎県えびの市	えびの駐屯地	宮崎地方法務局小林出張所
宮崎県串間市	高畑山分屯基地	宮崎地方法務局日南支局
宮崎県児湯郡新富町	富田送信所	宮崎地方法務局高鍋出張所
	新田原基地	

別添２

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

内閣府
Cabinet Office

重要土地等調査法制定の経緯

我が国では、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐって、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。

こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和３年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）が、令和３年６月23日に公布され、令和４年９月20日に全面施行されました。

重要土地等調査法の概要

本法は、安全保障上重要な施設（以下「重要施設」という。）や国境離島等の機能を阻害する土地・建物（以下「土地等」という。）の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」・「特別注視区域」として指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為（以下「機能阻害行為」という。）が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・命令を行うものです。

重要土地等調査法の概要

［**目的**］重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止

※運用の細目は**基本方針**で規定

注視区域

重要施設の周辺　防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設［※］の周辺の区域（おおむね1,000m）

［※］原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）

国境離島等　国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域

➡ ①区域内にある土地等の利用状況を**調査**

②調査結果を踏まえた**勧告・命令**、③必要がある場合、国による土地等の買取りを実施。

特別注視区域

注視区域のうち、機能が特に重要なもの、機能阻害が容易であり代替が困難なもの

➡ 上記①～③に加え、④土地等の所有権移転等に際しての**届出**を義務付け。

※届出対象となる土地等の面積規模 ＝ 200㎡以上

調査

対象：土地等の所有者、賃借人等

事項：
- 所有者等：氏名、住所、国籍等
- 利用状況

手法：
- 現地・現況調査
- 公簿収集
- 所有者等からの報告徴収

届出（特別注視区域のみ）

対 象：土地等の所有権移転等

届出事項：
- 氏名、住所、国籍等
- 利用目的、所在、面積等

勧告・命令等

- 他法令に基づく措置
- 機能阻害行為の中止の勧告 ➡ 命令
- 国による損失の補償
- 国への買入れの申出

国による土地等の買取り

注視区域及び特別注視区域の指定

注視区域

重要施設［※］の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、「注視区域」として指定することとしています。

特別注視区域

重要施設や国境離島等の機能が特に重要、又はその機能を阻害することが容易で、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難である場合は、注視区域を「特別注視区域」として指定することとしています。

［※］重要施設とは・・・

- ○ 防衛関係施設
- ○ 海上保安庁の施設
- ○ 生活関連施設（原子力関係施設と空港（自衛隊施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設））

注視区域・特別注視区域を指定した場合、内閣府のホームページ（裏表紙に記載）において区域図を掲載するほか、官報に公示します。

調　査

注視区域・特別注視区域内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握するために調査を行うこととしています。

調査は、公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出の方法を適切に組み合わせる形で実施します。

機能阻害行為

機能阻害行為とは・・・
　重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為

機能阻害行為の類型（例示）

機能阻害行為に該当すると考えられる行為	機能阻害行為に該当するとは考えられない行為
➢ 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置 ➢ 施設に対する妨害電波の発射 ➢ 領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更　等	➢ 施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住 ➢ 施設周辺の私有地における集会の開催 ➢ 国境離島等の海浜で行う漁ろう　等

※上記の機能阻害行為はあくまで一例として掲載しているものなので、実際に機能阻害行為に該当するか否かについては、個別具体的な事情に応じて、適切に判断することになります。

勧告・命令

注視区域内・特別注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるとき。

▼

土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告します。

▼

勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命じます。

届　出

「特別注視区域」にある土地・建物については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への**届出が必要**となります。
※届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

	内 容	備 考
届出の対象	面積（建物［※］の場合は、各階の床面積の合計）が200平方メートル以上の土地及び建物	［※］マンションは、専有部分の床面積が200平方メートル以上である場合、届出の対象になります。
届出の対象となる契約	売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）	賃貸借、相続等は対象外です。
届出を行う必要がある者	契約の当事者	売主と買主の双方が届出を行う必要があります。
届出の期限	契約締結前（一部を除く。）	――――――――――
届出事項	●当事者の氏名又は名称及び住所［※］ ●土地等の所在及び面積 ●土地等に関する所有権等の種別及び内容 ●土地等の利用目的 ●譲受け予定者等の国籍等 ●土地等の利用の現況 ●契約予定日	［※］法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。

届　出

届出様式（記載例）

売主と買主が連名で届出を行う場合の様式
※売主又は買主が単独で届出を行うこともできます。

記載例

別記様式第三（第四条関係）

土地等売買等届出書

２０××年××月××日

内閣総理大臣　殿

届出者（譲渡し予定者等）
住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目２番３号
氏　名　乙山　次郎
連絡先　×××－××××－××××

届出者（譲受け予定者等）
住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目１番１号
株式会社△△不動産
氏　名　代表取締役　甲野　太郎
国籍等　日本
（法人の場合）府令第５条第１項第２号該当性　☐該当　☑非該当
担当者　■■
連絡先　×××－××××－××××

譲受け予定者等が法人の場合は、「該当」又は「非該当」のいずれかにチェック（レ点記入）が必要

代表者が日本の国籍を有しない場合等には、「該当」にチェック（レ点記入）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載

１　土地等に関する事項

所在		面積（床面積）	利用の現況
☑土地 ☐建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２	370.00 ㎡	宅地
☐土地 ☑建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２　１番２の１	290.00 ㎡	居宅

２　所有権等の種別・内容　☑所有権の移転（内容：　）
☐その他（　）の☐移転　☐設定（内容：　）

３　利　用　目　的　宅地、居宅

４　契　約　予　定　日　２０××年××月××日

届出の対象となる権利が所有権の場合は、「所有権」にチェック（レ点記入）

届出先

郵送で届出を行う場合	〒100－8914　東京都千代田区永田町 1－6－1 内閣府 政策統括官（重要土地担当） 届出担当
オンラインで届出を行う場合	内閣府のホームページ（裏表紙に記載）にある専用サイトにアクセス

以上のほかにも、届出に関する手続や様式・記載要領を、内閣府のホームページ（裏表紙に記載）に掲載していますので、ご参照ください。

よくあるご質問

Q1 自分の土地や建物が指定された区域内にあるかどうかは、どのようにして調べることができますか？

A1 裏表紙に記載している内閣府のホームページに詳細な区域の図を掲載していますので、そちらでご確認ください。

Q2 区域指定によって、土地や建物の取引ができなくなりますか？
また、日常生活や事業活動にどのような影響が生じますか？

A2 特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。
また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動には影響ありません。

Q3 届出は、当事者でなく代理の者が行ってもいいですか？

A3 届出を郵送で行う（書面を提出する）場合は、契約の当事者以外の方でも構いません。
その場合、届出書の「連絡先」欄に、その代理の方の氏名又は法人名、電話番号及びメールアドレス等を記載して提出してください（委任状を添付する必要はありません）。

Q4 調査とは具体的にどのようなものですか？
思想や信条に係る情報も調査対象ですか？

A4 不動産登記簿等の収集を基本とした調査を国が行います。
思想や信条に係る情報を含め、その土地や建物の利用に関連しない情報を調査することはありません。

お問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL：0570－001－125（平日9:30~17:30）

内閣府のホームページ

https://www.cao.go.jp/tochi-chosa

内閣府　重要土地

内閣府政策統括官（重要土地担当）

別添３

（内閣府ホームページ）

・重要土地等調査法（右 QR コードからもアクセス可能）
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html

・区域の指定について
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html

・届出について
https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html

（問い合わせ先）

内閣府重要土地等調査法コールセンター
電話番号　０５７０－００１－１２５（平日９：３０～１７：３０）